

第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 議事録概要

1 日 時 平成26年(2014年)5月29日(木)15:30~16:30

2 場 所 滋賀県庁本館2階 防災対策室

3 出席者 委員17名(欠席:副知事、野田委員、小森委員)
教育委員会事務局 両教育次長、学校教育課

4 配布資料 別添のとおり

5 会議概要

○ 開会あいさつ

(知事)

本日は、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 第1回会議」に出席いただきまして誠にありがとうございます。また、関係機関・団体の代表者のみなさまにおかれましては、ご多忙のところ当協議会へご参画いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、国においては、社会全体でいじめ問題を克服することを目的にして、昨年、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。本県におきましては、平成24年7月の大津の事案以降、24年10月に有識者からなる「いじめ対策研究チーム会議」を設置しました。

いじめには社会的あるいは心理的背景があり、単なる事件ではなく、人間関係から生じる関係性の病理であることも研究チームから報告いただいております。そして報告いただいた「子ども目線」、「子どもの最善の利益を実現する」にはどうしたらよいのかということを中心に据え、「いじめ防止対策推進法」の第12条に基づき、去る3月27日には「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定しました。

研究チーム会議からのご提言を受け、子どもの最善の利益、また、学校、地域あるいは行政など、社会的主体が子ども達を支えていくために必要な対策をそれぞれの縦割りを超えて横につないでいこうということで、県としての方針を策定しており、その中で3つの組織を設置することになりました。

まず1つは、教育委員会の附属機関として、4月25日に県立学校における重大事態等に対して調査研究を行う「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置しました。

そして2つ目の組織として、昨日5月28日に、知事の附属機関として県立学校および私立学校における重大事態に対しての再調査を行うための「滋賀県いじめ問題再調査委員会」を設置しました。

そして、本日、3つ目の組織として、県と関係機関・団体のみなさまが連携していじめ防止のための対策を推進するための組織として、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置させていただきました。一種のアンプレウ的な組織がこの連絡協議会であるということで、ご理解をいただけたら幸いです。

本県におけるいじめの総認知件数は、平成23年度の227件から、24年度は884件と急激に増加しております。これは学校において早期発見が進んだ結果という面もあると考えておりますが、いずれにしろ、大変重大な人権侵害であり、命に係わる問題でもあるいじめがこれだけ多く認知されているということを重く受け止めていかなければならないと考えております。

そうしたことから本日のこの協議会がこれから中心となって、学校におけるいじめの未然防止、そして早期発見、早期対応をより一層進めるための支援を充実させ、各専門分野の機関・団体と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

この時に大変大事なエッセンスは決して隠してはいけないということでございます。いじめはどこにでもいつでもありうるもので、恥ずかしいことでもなく、あるいは組織の欠陥でもないということです。そういう中で、地域・家庭・学校が一体となっていじめから子どもたちを守り、そして子ども達自身も自らが問題解決能力を身につけるということで、社会全体で子ども達が育つ環境づくりのための支援もしていきたいと考えております。

子どもたちの健やかな成長と充実した学校生活を支えるため、本協議会に参画いただきましたみなさまには、県の施策と連携を図っていただくとともに、本県におけるいじめ防止等の対策がより一層進むよう、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、少し長くなりましたけれども、本協議会第1回会議の開催にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○ 公開方針の確認

事務局より説明

※資料「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会公開方針」および「傍聴要領」

○ 委員紹介

事務局より紹介

※資料「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会名簿」

○ 会長職務代理者の指名

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例第3条第3項の規定により会長の職務代理者に西嶋副知事が指名された。

○ 滋賀県いじめ防止基本方針について

事務局より説明

※資料「滋賀県いじめ防止基本方針」

○ 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会について

事務局より協議会の概要および部会の設置について説明

各委員の了承により「滋賀県いじめ問題対策推進部会」が設置された。

※資料「滋賀県いじめ問題対策推進部会設置要綱」

○ 滋賀県におけるいじめの防止等のための対策について

事務局より滋賀県が平成26年度に実施する施策について説明

※資料「平成26年度いじめ防止基本方針に基づく実施施策」

(知事)

滋賀らしいところを少し説明させていただきますと、19ページには、「びわ湖フローティングスクール」、これは教育委員会担当で県単費で2億4千万円ほど入れております。そして、森林環境学習「やまの子」、これは琵琶湖環境部担当で1億ほど。そして「たんぼの子」は自治振興交付金で市町の交付金の中に入れておりますけれども、農政水産部担当。びわ湖ホールの「ホールの子」や「文化芸術の力を教育に」は文化振興事業で総合政策部担当でございます。そして20ページの子どもによるいじめ対策チーム会議など、子どもたちの生きる力、郷土を愛する力、肯定感というようなところまで含めて県ではトータルに進めております。教育の分野は本当になかなか成果が見えにくいのですが、県としてもこのあたりにも力を入れているということをご覧いただきまして。

そして、20ページ、あるいは21ページなどでは、市町立学校での早期発見のための措置としての定期的な調査、相談体制として、子ども・子育て応援センターの運営などにも2600万円ほど入れさせていただいております。スクールカウンセラーを活用した事業には6900万、6200万という形で投資させていただいております。

23ページでは人権相談ネットワーク協議会、あるいは地域住民の方との連携事業。そして24ページには教員の資質向上です。教員のみなさんは大変な思いで進めておられますので、そこにスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーなど強化をさせていただくということでございます。

それから25ページの上には少人数学級編制、やはり先生方一人ひとりの負担を少しでも減らすために、少人数学級ということでこれは国に先んじて県として単独でお金を入れさせていただいております。養護教諭の複数配置、これも県の単独費でございます。

26ページにはインターネットの問題も入れさせていただいております。本日も近畿総合通信局からも参加いただいておりますけれども、ますます表面化しづらくなっているインターネットの問題もさらに深刻化しているであろうと考えております。

それから28ページには啓発活動でございます。啓発活動は予算の額以上に関係する方々がどれだけ本気で伝えていただくかということが大切だと思っております。

それから30ページ、私立学校には県は総務部経由で関わっていますが、私立学校についても振興補助金ということでサポートさせていただいております。

これらの施策をいかに実効性のあるものに成果をあげるかというのは各部局の役割であり、また、ここでみなさんから、直接、生の声を聞かせていただいて県としても効果のある施策に組み上げていきたいと思っております。

○ 参画機関・団体からの紹介

(知事)

この後は貴重なお時間をいただいております各機関のみなさまから、取組のご紹介やいじめ防止等のための対策を推進するにあたってのご意見や情報などをいただけたらと思います。

まず、大津地方法務局人権擁護課金子課長様からお願いできるでしょうか。

(大津地方法務局人権擁護課 金子課長)

国の方の取組について説明させていただきます。法務省の取組としまして、例年6月に子どもの人権110番強化週間ということで土日も含めて時間を延長して取り組んでおります。学校に相談できない、教育関係者にも相談できないというような相談も少しずつございます。子どもからいじめの相談を受けても直接法務局が子どもに接触することはございません。あくまで教育委員会、学校の方に事情を確認していただいて、私どもの方は学校がどのような取組をされているかを中心にお話しを聞かせいただくというところからいじめに関する取組をさせていただいております。

チラシの裏面には、平成18年度から法務省で取組みをしております子どもの人権SOSミニレターについて掲載しております。現在は全国の小中学校、特別支援学校の初等部中等部に在学している児童生徒にお配りしています。学校などに相談しにくい悩み事を手紙に書いて送っていただきますと、人権擁護委員、これもパンフレットをお配りしていますが、人権擁護委員が子どもの悩みによりそって回答をさせていただいております。手紙に重大ないじめ事案があった場合は、解決に向けて悩みを訴えてきた子どもと何回かやりとりをしながら、学校を中心にいじめを解決していく方向で取り組んでおります。ミニレターが児童生徒の手元に届くには教育委員会、学校の協力が必要なので、ご協力をお願いします。

(知事)

ありがとうございます。学校でもこれらパンフレットやチラシを活用させていただきたいと思います。続きまして、近畿総合通信局電気通信事業課の竹田課長様お願いいたします。

(近畿総合通信局電気通信事業課 竹田課長)

近畿総合通信局では総務省の情報通信部門ということで、身近なところでは、地上デジタル放送、光ファイバーなどのブロードバンドの推進等の事業を担当しております。ブロードバンドのインフラ関係で言いますと、スマートフォンの全国的普及率では平成26年3月末で5割を超えております。滋賀県のインフラの関係では、都道府県別の光ファイバーサービスの契約、世帯普及率では全国1位ですと維持されております。こうした中、スマートフォン、インターネットの安心安全快適な利用のためのリテラシー向上が求められておりますので、そうした取組を少し紹介させていただきます。

「スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会」の概要についてですが、青少年のみなさんがスマートフォンやインターネットを安心安全に利用できるように、近畿2府4県の自治体、教育委員会、PTA、有識者の63団体で組織しております。全国的に見ても広範囲な枠組みで青少年、保護者のみなさまへの周知活動を行っております。活動実績につきましては、平成24年12月に設置しまして、会員のみなさまへの情報提供、セミナーの開催等を実施しております。引き続き関係のみなさんに呼びかけをしつつ、青少年のみなさんのインターネット利用に関する周知啓発活動をおこなってまいりたいと思っております。

それから「情報通信の安心安全な利用のための標語」についてですが、こちらは昨日、私どもの関係団体である「情報通信における安心安全推進協議会」から発表されたもので、平成26年度の「情報通信の安心安全な利用のための標語」の受賞作品を発表されております。今年度から創設された近畿通信局長賞を表彰された中学校の作品についても紹介しております。この事業は平成20年度から取り組んでおり、平成26年度は、個人で16000あまり、学校で76団体の応募がございました。こうした標語を考えていただくことを通じてインターネットを安心安全に利用するためのルールやマナーについて気づいていただけるきっかけになれば、ということでこの標語の取組を実施しております。今年度につきましても年末から応募を実施させていただく予定です。みなさまにもご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。ほか、「スマートフォン安心安全ガイド」や「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」など資料をお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

(知事)

ありがとうございます。大変有効な情報をいただいておりますので、教育委員会などで活用いただきたいと思います。滋賀県は光ファイバーの普及率が全国一ということで、子ども達もよりアクセスしやすい状況にあるということですので、対策をお願いしたいと思います。

次は、滋賀弁護士会の森野副会長様よろしくお願いいたします。

(滋賀弁護士会 森野副会長)

弁護士会としましても昨今いじめ事案が増えているということで、子どもの権利委員会を中心に、いじめについて受け付ける110番の電話相談窓口を設け対応しております。

一般的に弁護士が出てくる場面は、なにか重大事案が発生した時にどう対応したらよいのかという場合など、事実調査等ということで委員をたくさん派遣させていただいております。

弁護士会としては、いろいろな事案を通じて、事案にどう対応していけばよいのかといった、一定の事案や経験も溜まりつつあるということで、今後はこの協議会の趣旨にも合うように、弁護士としても発生した重大事案の対処だけでなく、いじめの未然防止について過去の事案を基にどう対策を練っていったらよいのかといったところでも協力させていただこうと考えているところです。

普段の弁護活動の中においていじめ事案に対応するポイントとしては、弁護士事務所にくる事案としては子どもからいじめにあっているから助けてという電話があることはほとんどなく、親が自分の子どもがいじめにあっているようだからなんとかならないかということが多いです。いじめにあっている方の子どもの保護者と分離して子どもさんの思いを聞くと、実際にはかなり親が思っているのとは違う事実経過であることが多いこともあり、かつ、どうしたいのか、目的などを見てもかなり親と見解が違うということもあります。まず、事実確認は客観的にきちっと事情聴取をした上で行わないといけません。ほかの事案と違って親の言っていることは少し控えめに子どもの気持ちを大事にして取り扱っていかないといけないと感じているところです。

(知事)

ありがとうございます。県の方の相談体制としてはこころんだいやるや教育委員会の組織的な相談支援がありますが、森野副会長がおっしゃられたように親からの相談が大変多い状況です。その際にも確実に子どもにアプローチして子どもの生の声を聞くようにしております。そのあたりが子ども目線、子どもの最善の利益につながるかと、弁護士会でもそのようにしていただいていることは大変ありがたく思っております。

続きまして、滋賀県医師会の笠原会長さま、よろしくお願ひいたします。

(滋賀県医師会 笠原会長)

私たち医師は、日々の診療の中で、子ども達にいじめの気配がないかと配慮しています。眼が落ち着いていないなと感じるような場合、体に傷のあざがある場合など、最近はいじめの問題がからんでいるのではないかとすることがあります。そして、精神的に問題がからんでいるのではないかと疑う場合、精神科医会の方でいろいろ対応しています。

ただ、さまざまないじめ防止のための対策の事項には、直前にどうやって防止するか、早期発見をどうするかということがいろいろ出ていますが、その根がどこにあるのかということが問題ではないかと思っています。もともと子どもは性善説だと思います。育ちの中でだんだん問題が起こってくるのではないかと思っています。育ち中で予防をどうするのか、小学校に入るまでに必要なものは何かです。私たちがずっと言われてきたのは「よく遊び、よく学べ」でしたが、最近では早くから「よく学べ」の方が優先して、「よく遊び」の準備が家庭でも社会でもできていない。先ほども知事さんから山の子、うみのこ、ホールの子など滋賀県の取組の説明がいろいろありましたが、決められた空間・環境の中ではなく自然環境の中でいかに遊び、いかに感覚を磨いていくかが一番大事だと常々思っています。一番大事なのは五感、これが研ぎ澄まされて育っていないことが非常に問題であると思っています。決まったパターンがいっぱいあってそれを押し付けられていて、自分自身で五感を磨いていないのがいじめにつながっていくのではないかと思います。

先ほど方針に子ども目線だと書いてありましたが、どういうのが子ども目線なのかを教えてくださいたいと感じています。子どもたちがいじめで自殺したといった時に、校長先生や教育長など現場の人々は「微塵もそんな気配・雰囲気はなかった」というのを聞いて、え？と思っています。その子の様子がおかしいと微塵も感じられなく自殺するとは、よほど演技がうまい子どもなのかと思ってしまう。目がものを言ってなかったのかなといつも気になっています。この子の目は昨日と今日で違うなと思っていただくと、目が泳いでいるかと気づくとひょっとしたら自殺が防げるのではないかと期待しています。そして、その前に子どもを守る人が五感を磨きあげて第六感が働くほどになっていたのかなと思います。

小さな子どもたちに家庭の周辺の広場で走り回って、くたびれて眠るような日々が毎日続けば、意外に子どもたちもイライラしなくなっていじめてやろうなどという発想はなくなるのではないかと。そんな単純なものではないかもしれませんが、そのあたりにもう一度着目をすべきだと思っています。

(知事)

ありがとうございます。今の子ども達は心から遊んでいるんだろうか、体全体で遊んでいるのであろうかと思います。県の体験学習のプログラムはきっかけづくりであって、その後、一人ずつがさまざまなノウハウを身につけて五感を磨いていただく、そういう練習のようなものだと思っております。

それでは次に、滋賀県臨床心理士会の千原会長様、いかがでしょうか。

(滋賀県臨床心理士会 千原会長)

滋賀県臨床心理士会では、予算の説明にもありましたが、スクールカウンセラーの活用やいじめから子どもを守る相談活動の推進というところで教育委員会と連携して参画させていただいております。臨床心理士すべてがスクールカウンセラーではないのですが、緊急の時には出ていけるように、いじめの研修を必須科目として取り扱っております。

現在、学校臨床心理士、いわゆるスクールカウンセラーは、学校によって配置時間が違っておりますが、平成24年12月から常駐スクールカウンセラーということで、毎日誰かスクールカウンセラーがいるということを全国に先駆けて滋賀県では予算化していただきました。それについては、この8月にプロジェクトの総括をしたいと、臨床心理士会では考えております。

臨床心理士会の基本的姿勢としては、児童生徒の自己肯定感、自尊感情、自分を理解し他人を理解する、ストレスの自己コントロールといったところで、自分自身をどう育てていくのかということを中心として研修会を組ませていただいております。

実際の対応としては、まず、実態把握では、学校によって異なるのでそれぞれの学校でアンケートを実施して、実施しただけでなく、保護者アンケートをしたら保護者会でお返りする、児童からいただいたら児童にお返するという形をとっております。

そして他の機関の先生がお話しされたようにやはり予防的対応ということですね。ロールプレイを用いていじめの4層構造を理解して、加害被害の関係ではなく、傍観者をどういうふうにしてかえていくのかを考えていこうとしております。そして、3つめに早期対応による2次被害の予防です。

4つめに被害者加害者への対応ということですが、それぞれが、笠原先生がおっしゃられたように、生まれてきたその命がいじめをしようと思われてきたわけではなく、やはり、命ある限り頑張りたいと子どもたちは思っております。その発達を支援するために臨床心理士会としてはどうしたらよいかと考えております。

最後に、暖かい学校、人間関係が豊かな家庭づくり、地域で保護者をサポートするということで臨床心理士は参画させていただいているところです。

子育て、育てる・育むには保護する面と、自立を促すというこの2つの面があり、これらをどう考えたらよいか、どう具体化していったらよいかについて、検証も含め、今後の相談活動を通して臨床心理士会でやっていきたいと考えております。

(知事)

ありがとうございます。子どもたちの置かれている心理的状況、特に、日本の子ども達は国際的に見て自己肯定感がずば抜けて低いということは残念なことです。自己肯定感、自分を理解し、他人を理解する、いわば人間関係の理解を深めるには、子どもが育つ家庭、親の在り方というところに何かヒントがあると思いますが、このあたりについても教えていただきたいと思っております。

次は、社会福祉士会の澤会長様、いかがでしょうか。

(滋賀県社会福祉士会 澤会長)

滋賀県社会福祉士会は公益社団法人として、公益目的事業の実践とそれを支える社会福祉士の資質の向上に取り組むことを目的とした団体で、会員は450人ほど、その内約6割が女性という状況です。

社会福祉士は何をする人なのかというと相談援助の専門職ということになります。個人の力と環境の力の作用の中で人は生きていますが、それが交差するようなところで問題が起ってくる。そこにいかに介入するかが問われる職業です。

社会福祉士は高齢者や子どもなど、人間が活動しているところにはほとんど配置されているような職業です。ソーシャルワーカーは相談援助を行う上で、クライアントやその家族に対応するだけでなく、関係機関との連携とか協働、ネットワークの構築といったことも義務化されています。広く社会の取組として対応していくという専門職の集団であるということです。

この協議会の関係で申し上げますと、子どもの家庭福祉に関するいろいろな企画とスクールソーシャルワークの活動の2つが私たちの会に与えられている役割です。子どもの家庭福祉に関する企画についてはまだ十分な取組ができていないのですが、これからしっかり取り組んでいかないといけないと考えております。

スクールソーシャルワークの活動については予算化していただいており、大津事件以降、施策の中で大きく注目されてきました。個人の力だけでは解決できない、環境の力をうまく利用しないといけないということで、スクールソーシャルワーカーの役割が大きく注目されています。

児童生徒が学習する権利を阻害している社会的な要因や課題は、家庭の環境や地域の問題などいろいろありますが、そういったものを社会的福祉の方法で解決に導いていくことが求められています。具体的に学校教育におけるスクールソーシャルワーカーの役割としては5つあげられると思います。

1つめは、子どもはいじめだとか暴力行為とか不登校とかいろんな症状を出しますが、その問題を抱えている児童生徒が置かれている環境への働きかけをしっかりとすることです。2つめは、関係機関とのネットワークを構築し連携・調整を図りながら課題に対応していくこと。3つめは、学校内においてチーム支援体制を構築して支援に取り組んでいくこと。4つめは、保護者、教職員への支援、相談対応、情報提供を行っていくこと、そして、5つめに、教職員等への研修活動があります。この教職員等の研修活動についてはスクールソーシャルワーカーを活用した事業が予算化されていますが、それ以外は今後の課題であると思っています。

この取組の対象の学校数は11校と書いてありますが、すべての学校においていつどのような形で問題が起こるかわからないので、スクールソーシャルワーカーのガイドラインを作っただいて、学校現場の先生方にこうした時に活用してみようと思ってもらえるようにすれば、もっと取組がかわるのではないかと考えています。今後いろんな施策の中で具体化していただくことを期待しております。

(知事)

ありがとうございます。一つは予算化していただけていますが、それ以外については今後の課題だと思っています。スクールソーシャルワーカーのガイドラインを作り、学校現場で活用いただけるような手引きがあるともっと取組がかわるのかと考えております。今後、いろいろな施策の中で具体化いただくことを期待しております。

最後に滋賀短期大学附属高等学校の村田校長様、いかがでしょうか。

(滋賀短期大学附属高等学校 村田校長)

本校では私学に来てくれた生徒はお客様であるという意識の下に、教職員が初期対応をしっかりするようにしています。毎朝、教員が立って見張るというのではなく、生徒を迎えるという意味で駅まで行ったり、玄関であいさつをしたりと教員が取り組んでおり、遅刻はほぼゼロとなっています。また、生徒に少しでも気にかかる事情があれば必ず家庭訪問をする、1日休めばすぐ行くことを徹底するなど初期対応をしっかり行っています。

2つめは、一人の子をいろんな教員が見ることでその子の様子の変化を見つけることとしています。授業のほかに、月2回、総合的な時間として、学級、学年の枠をすべてはずして、自分が好きなものを学習する時間を設けています。教員も自分の教科と違うものを教える時間を設けることで、人間関係を広めて、全ての教員が一人ひとりの生徒を多様な角度から見ていこうということで取り組んでいます。

もうひとつはスマートフォンなど持たない時間をつくろうということで体験活動を年2回行っています。宿泊研修ではすべて学校側で預かっています。そして自然体験、ものづくり体験を重視しています。3年前に学校の敷地内に田んぼをつくり、水道から水を入れて稲を植え、10キロの米を収穫し、それを「すみれ米」として育てた生徒は家に持って帰りました。そして次は畑で大根など季節の野菜を作ったりしています。こうしたものづくりを体験をした生徒の方が人間として大きく成長していくように思いますので、こうした取組を今後も入れていきたいと思っています。

(知事)

ありがとうございます。私学ならではの大変自由な教育をしていただいているということで、また参考にさせていただければと思います。

(知事)

各委員それぞれにご発言をいただきましたが、今後、本協議会においてそれぞれの役割を發揮していただくためのご意見、情報として受け止めさせていただきたいと思っております。

私は今までのお話しをお伺いして、やはりいじめの問題というのは学校だけでは絶対に改善あるいは予防できないと思っております。家庭がなによりも大切で、しかも家庭の中で子どもが3歳までにどれだけ愛着を育めるのか。そして、学校に行くまでにどれだけ感性を磨けるのか。そして人の痛みがわかるのか。いじめの問題を解決するということは、人間教育そのものをめざしていることになるのではないかとということで、大変重たい課題だと思っております。

先ほども申し上げましたが最近の国際比較の中で日本の子どもたちは特に自己肯定感が低い。こんなに物的に恵まれていて、情報も娯楽もある中で、なぜ自己肯定感が低いのか、そして、他者を傷つけることの痛みがわからないのかということ、かなり日本社会の根源的な問題だろうと思っておりますので、このあたりについて、各分野のみなさま方からお声をいただきながら行政としてできることをやってまいりたいと思っております。

そして誰もが持てる経験と知識をもって、なによりも子どもたちの育つ環境をうまく作っていく、しかも子どもたち自身が自分たちで問題解決能力がつくような形で、少し遠回りしながらも子ども達自身が自ら育ち、問題解決ができるということが大変大事な条件づくりであろうと思っております。

○ 閉会あいさつ

(知事)

繰り返しになりますが、何よりも子ども目線というのは、子ども達自身の立場に立って、子ども達自身が自分達で問題解決ができるという舞台を、大人は少し遠巻きに見守ることだろうと思っております。ともすれば家庭の中が過保護、過干渉、過情報となっている状況において、学校も同じように過干渉になってもいけないでしょうし、社会もそうならない。確実に見守りながらも子ども達自身が自ら生きる力を育てる、育っていくという、そのあたりの、バランスのとれた教育政策が必要ではないかと思っております。

参考資料2・3に県の施策をまとめさせていただいておりますが、ここまでみなさんの協力でようやく動きはじめましたが、これからが本番でございます。本協議会では、県と関係機関団体が連携をして取り組み、他府県に先んじて、なるほどと言われるような組織、仕組みを作らせていただきたいと思いますので、参画いただきます関係機関・団体のみなさまにはそれぞれの御貢献をいただけたらとお願いいたしまして、私からの締めあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。